

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月6日
【計算期間】	第1期中（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
【ファンド名】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーボールファンド9）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】**【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）】****（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	106	94.97
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	6	5.01
合計（純資産総額）	-	112	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	56	-	9,607	-
2023年10月末日	67	-	8,989	-
2023年11月末日	106	-	9,793	-
2023年12月末日	137	-	11,176	-
2024年1月末日	113	-	10,739	-
2024年2月末日	118	-	11,009	-
2024年3月末日	112	-	11,225	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	12.25

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2	87.21
親投資信託受益証券	日本	0	1.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	11.78
合計（純資産総額）	-	2	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	3	-	10,303	-
2023年10月末日	2	-	10,776	-
2023年11月末日	3	-	9,618	-
2023年12月末日	2	-	8,305	-
2024年1月末日	3	-	8,528	-
2024年2月末日	2	-	8,262	-
2024年3月末日	2	-	8,062	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	19.38

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	155	94.87
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	9	5.12
合計（純資産総額）	-	164	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	9	-	9,061	-
2023年10月末日	14	-	8,901	-
2023年11月末日	129	-	8,295	-
2023年12月末日	142	-	8,037	-
2024年1月末日	136	-	6,666	-
2024年2月末日	175	-	7,590	-
2024年3月末日	164	-	7,796	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	22.04

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	717	94.94
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	38	5.06
合計（純資産総額）	-	755	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	76	-	10,888	-
2023年10月末日	76	-	10,871	-
2023年11月末日	84	-	11,355	-
2023年12月末日	87	-	11,503	-
2024年1月末日	501	-	13,257	-
2024年2月末日	786	-	11,396	-
2024年3月末日	755	-	10,928	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	9.28

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	915	95.04
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	48	4.96
合計（純資産総額）	-	963	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	202	-	9,463	-
2023年10月末日	360	-	8,978	-
2023年11月末日	650	-	10,738	-
2023年12月末日	747	-	10,996	-
2024年1月末日	792	-	12,641	-
2024年2月末日	861	-	13,675	-
2024年3月末日	963	-	14,328	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	43.28

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,665	95.14
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	85	4.86
合計（純資産総額）	-	1,750	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	11	-	10,488	-
2023年10月末日	7	-	10,898	-
2023年11月末日	22	-	8,936	-
2023年12月末日	549	-	8,646	-
2024年1月末日	1,043	-	7,378	-
2024年2月末日	1,866	-	6,735	-
2024年3月末日	1,750	-	6,319	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	36.81

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	80	95.04
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	4	4.94
合計（純資産総額）	-	84	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	4	-	9,455	-
2023年10月末日	54	-	10,328	-
2023年11月末日	57	-	10,697	-
2023年12月末日	79	-	10,896	-
2024年1月末日	76	-	10,304	-
2024年2月末日	76	-	10,108	-
2024年3月末日	84	-	11,551	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	15.51

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7	93.97
親投資信託受益証券	日本	0	0.26
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	5.77
合計（純資産総額）	-	8	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	1	-	10,524	-
2023年10月末日	1	-	9,518	-
2023年11月末日	4	-	9,141	-
2023年12月末日	11	-	8,804	-
2024年1月末日	12	-	9,260	-
2024年2月末日	7	-	9,353	-
2024年3月末日	8	-	8,069	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	19.31

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	161	60.18
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	107	39.82
合計（純資産総額）	-	268	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2023年9月末日	40	-	10,000	-
2023年10月末日	67	-	10,000	-
2023年11月末日	282	-	9,999	-
2023年12月末日	542	-	9,998	-
2024年1月末日	325	-	9,997	-
2024年2月末日	289	-	9,997	-
2024年3月末日	268	-	9,997	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	0.03

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2024年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マネーアカウントマザーファンド
親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年3月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	145	60.33
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	95	39.67
合計（純資産総額）	-	240	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	18,340	8,354

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	539	294

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	28,010	7,003

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	72,414	3,317

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	110,252	43,027

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	279,083	2,064

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	11,319	4,059

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	1,569	598

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーボールファンド9）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2023年9月8日 ～ 2024年3月29日）	304,702	277,917

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第1期中間計算期間(2023年9月8日から2024年3月7日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,496,898
投資信託受益証券	109,991,226
親投資信託受益証券	19,994
未収入金	4,135,698
流動資産合計	123,643,816
資産合計	123,643,816
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,536,438
未払受託者報酬	20,933
未払委託者報酬	418,634
未払利息	13
その他未払費用	7,785
流動負債合計	7,983,803
負債合計	7,983,803
純資産の部	
元本等	
元本	100,750,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,910,013
元本等合計	115,660,013
純資産合計	115,660,013
負債純資産合計	123,643,816

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	2
有価証券売買等損益	19,333,377
営業収益合計	19,333,379
営業費用	
支払利息	2,108
受託者報酬	20,933
委託者報酬	418,634
その他費用	7,785
営業費用合計	449,460
営業利益	18,883,919
経常利益	18,883,919
中間純利益	18,883,919
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,719,865
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	745,959
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358,572
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	387,387
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,910,013

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	10,075口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	11,480円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		179,270,000 円
期中一部解約元本額		78,520,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	329,268
投資信託受益証券	2,000,237
親投資信託受益証券	19,994
流動資産合計	2,349,499
資産合計	2,349,499
負債の部	
流動負債	
未払解約金	87,483
未払受託者報酬	499
未払委託者報酬	9,707
その他未払費用	136
流動負債合計	97,825
負債合計	97,825
純資産の部	
元本等	
元本	2,840,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	588,326
元本等合計	2,251,674
純資産合計	2,251,674
負債純資産合計	2,349,499

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
有価証券売買等損益	505,927
営業収益合計	505,927
営業費用	
支払利息	22
受託者報酬	499
委託者報酬	9,707
その他費用	136
営業費用合計	10,364
営業利益	516,291
経常利益	516,291
中間純利益	516,291
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	109,057
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,638
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,638
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,730
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,730
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	588,326

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	284口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	588,326円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,928円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		5,280,000 円
期中一部解約元本額		2,440,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,032,208
投資信託受益証券	155,998,159
親投資信託受益証券	19,994
未収入金	9,410,610
流動資産合計	174,460,971
資産合計	174,460,971
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,216,788
未払受託者報酬	20,001
未払委託者報酬	400,025
未払利息	12
その他未払費用	7,441
流動負債合計	10,644,267
負債合計	10,644,267
純資産の部	
元本等	
元本	217,440,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,623,296
元本等合計	163,816,704
純資産合計	163,816,704
負債純資産合計	174,460,971

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	3
有価証券売買等損益	16,859,843
営業収益合計	16,859,840
営業費用	
支払利息	1,649
受託者報酬	20,001
委託者報酬	400,025
その他費用	7,441
営業費用合計	429,116
営業利益	17,288,956
経常利益	17,288,956
中間純利益	17,288,956
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,244,739
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,966,653
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,966,653
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,545,732
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,545,732
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,623,296

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	21,744口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	53,623,296円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,534円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		274,470,000 円
期中一部解約元本額		57,030,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 (2024年3月7日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	39,511,617
投資信託受益証券	751,640,068
親投資信託受益証券	19,994
未収入金	1,080,459
流動資産合計	792,252,138
資産合計	792,252,138
負債の部	
流動負債	
未払解約金	169,395
未払受託者報酬	52,179
未払委託者報酬	1,043,537
未払利息	56
その他未払費用	19,512
流動負債合計	1,284,679
負債合計	1,284,679
純資産の部	
元本等	
元本	689,830,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,137,459
元本等合計	790,967,459
純資産合計	790,967,459
負債純資産合計	792,252,138

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	6
有価証券売買等損益	103,610,392
営業収益合計	103,610,386
営業費用	
支払利息	6,657
受託者報酬	52,179
委託者報酬	1,043,537
その他費用	19,512
営業費用合計	1,121,885
営業利益	104,732,271
経常利益	104,732,271
中間純利益	104,732,271
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	4,663,212
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,155,665
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	213,155,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,622,723
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,622,723
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,137,459

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	68,983口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	11,466円
1口当たり純資産額	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		722,740,000 円
期中一部解約元本額		32,910,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	54,702,756
投資信託受益証券	891,517,481
親投資信託受益証券	19,994
未収入金	3,569,766
流動資産合計	949,809,997
資産合計	949,809,997
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,951,130
未払受託者報酬	123,874
未払委託者報酬	2,787,112
未払利息	77
その他未払費用	46,396
流動負債合計	9,908,589
負債合計	9,908,589
純資産の部	
元本等	
元本	690,220,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	249,681,408
元本等合計	939,901,408
純資産合計	939,901,408
負債純資産合計	949,809,997

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	18
有価証券売買等損益	248,140,058
営業収益合計	248,140,076
営業費用	
支払利息	11,628
受託者報酬	123,874
委託者報酬	2,787,112
その他費用	46,396
営業費用合計	2,969,010
営業利益	245,171,066
経常利益	245,171,066
中間純利益	245,171,066
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	60,500,160
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,528,327
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,528,327
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,517,825
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,517,825
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	249,681,408

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	69,022口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	13,617円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		1,051,670,000 円
期中一部解約元本額		361,450,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	95,736,837
投資信託受益証券	1,774,060,151
親投資信託受益証券	19,994
流動資産合計	1,869,816,982
資産合計	1,869,816,982
負債の部	
流動負債	
未払解約金	635,613
未払受託者報酬	84,454
未払委託者報酬	1,900,210
未払利息	136
その他未払費用	31,619
流動負債合計	2,652,032
負債合計	2,652,032
純資産の部	
元本等	
元本	2,771,300,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	904,135,050
元本等合計	1,867,164,950
純資産合計	1,867,164,950
負債純資産合計	1,869,816,982

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	14
有価証券売買等損益	224,089,837
営業収益合計	224,089,823
営業費用	
支払利息	9,671
受託者報酬	84,454
委託者報酬	1,900,210
その他費用	31,619
営業費用合計	2,025,954
営業利益	226,115,777
経常利益	226,115,777
中間純利益	226,115,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	832,344
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	495,913
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	495,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	679,347,530
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	679,347,530
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	904,135,050

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	277,130口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	904,135,050円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	6,738円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		2,787,720,000 円
期中一部解約元本額		16,420,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,619,789
投資信託受益証券	80,133,090
親投資信託受益証券	19,994
流動資産合計	85,772,873
資産合計	85,772,873
負債の部	
流動負債	
未払金	1,423,306
未払受託者報酬	10,838
未払委託者報酬	216,708
未払利息	7
その他未払費用	4,005
流動負債合計	1,654,864
負債合計	1,654,864
純資産の部	
元本等	
元本	76,550,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,568,009
元本等合計	84,118,009
純資産合計	84,118,009
負債純資産合計	85,772,873

（ ２ ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 （ 自 2023年9月8日 至 2024年3月7日 ）
営業収益	
有価証券売買等損益	3,232,311
営業収益合計	3,232,311
営業費用	
支払利息	1,038
受託者報酬	10,838
委託者報酬	216,708
その他費用	4,005
営業費用合計	232,589
営業利益	2,999,722
経常利益	2,999,722
中間純利益	2,999,722
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,522,133
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,924,444
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,924,444
剰余金減少額又は欠損金増加額	878,290
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	878,290
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,568,009

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	7,655口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,989円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		110,530,000 円
期中一部解約元本額		33,980,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	468,995
投資信託受益証券	6,549,496
親投資信託受益証券	19,994
流動資産合計	7,038,485
資産合計	7,038,485
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,253
未払委託者報酬	25,039
その他未払費用	408
流動負債合計	26,700
負債合計	26,700
純資産の部	
元本等	
元本	8,220,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,208,215
元本等合計	7,011,785
純資産合計	7,011,785
負債純資産合計	7,038,485

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）	
営業収益	
有価証券売買等損益	582,357
営業収益合計	582,357
営業費用	
支払利息	81
受託者報酬	1,253
委託者報酬	25,039
その他費用	408
営業費用合計	26,781
営業利益	609,138
経常利益	609,138
中間純利益	609,138
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	7,250
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,968
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,295
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,295
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,208,215

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	822口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	1,208,215円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	8,530円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		14,150,000 円
期中一部解約元本額		5,930,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネーブルファンド9）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,956,666
親投資信託受益証券	162,141,869
流動資産合計	240,098,535
資産合計	240,098,535
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,107,567
未払受託者報酬	160
未払委託者報酬	1,368
未払利息	110
その他未払費用	15,799
流動負債合計	8,125,004
負債合計	8,125,004
純資産の部	
元本等	
元本	232,040,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	66,469
元本等合計	231,973,531
純資産合計	231,973,531
負債純資産合計	240,098,535

（ ２ ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
営業収益	
受取利息	16
有価証券売買等損益	58,131
営業収益合計	58,115
営業費用	
支払利息	28,997
受託者報酬	160
委託者報酬	1,368
その他費用	15,799
営業費用合計	46,324
営業利益	104,439
経常利益	104,439
中間純利益	104,439
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	86,998
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	259,990
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	259,990
剰余金減少額又は欠損金増加額	309,018
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	309,018
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	66,469

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	23,204口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	66,469円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	9,997円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （2024年3月7日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		2,946,540,000 円
期中一部解約元本額		2,714,500,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

（参考）パッシム・トラストの状況

パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスD証券
パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスD証券

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の組入資産の明細は、J P モルガン証券株式会社より入手したデータをもとに作成しております。委託会社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

J.P Morgan India 2x Bull Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	82,660,000.00	0.00	-856,192.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	40,000,000.00	100.227	40,095,184.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/05/2024	JPY	50,000,000.00	100.001	50,001,514.00
Incorporation costs	JPY			6,710,482.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-7,027,727.00
Swaps - Receivable	JPY			45,272.00
Receivable Subscriptions	JPY			1,211,990.00
Incorporation cost payable	JPY			-669,265.62
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-3,081,265.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-60,061.00
Fee cap adjustment	JPY			2,993,732.49
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-51,347.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-24,131.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-12,716.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,080.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,870.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-9,143.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-19,365.00
Administration fees (A)	JPY			-229,044.00
Administration fees (A)	JPY			-485,020.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-8,227.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-131,321.00
Administration fees (M)	JPY			-225,878.00
Legal and audit fees (M)	JPY			31,507.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-104,285.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-49,247.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-43,364.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			17,367,675.00
				106,457,542.35

J.P Morgan India 2x Bear Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	15,380,000.00	0.00	8,305.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	150,000.00	100.227	150,357.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/06/2024	JPY	350,000.00	100.00	350,006.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	600,000.00	99.972	599,839.00
Incorporation costs	JPY			331,427.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-342,339.00
Incorporation cost payable	JPY			-81,356.62
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-60,061.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-809,912.00
Fee cap adjustment	JPY			1,645,079.14
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-22,922.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-48,546.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-23,956.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,870.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,080.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-1,411.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-666.00
Financial reporting fees (M)	JPY			-656.50
Administration fees (A)	JPY			-229,044.00
Administration fees (A)	JPY			-485,020.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-143.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-27,108.00
Administration fees (M)	JPY			-225,220.50
Transfer agent fees (A)	JPY			-87,320.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-41,234.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-40,536.50
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			77,220.00
				1,722,565.50

J.P Morgan China 2x Bull Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	1,718,790,000.00	0.00	6,546,871.01
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	40,000,000.00	100.227	40,095,184.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/05/2024	JPY	35,000,000.00	100.001	35,001,060.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/10/2024	JPY	20,000,000.00	99.991	19,998,690.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	21,000,000.00	99.972	20,994,370.00
Incorporation costs	JPY			2,158,824.34
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-2,306,781.00
Incorporation cost payable	JPY			-362,377.34
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-59,972.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-809,665.00
Fee cap adjustment	JPY			2,545,299.30
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-24,660.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-52,005.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-26,932.50
Trustee fees (A)	JPY			-40,020.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,885.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-1,532.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-721.00
Financial reporting fees (M)	JPY			-658.00
Administration fees (A)	JPY			-485,097.00
Administration fees (A)	JPY			-228,701.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-11,988.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-138,518.00
Administration fees (M)	JPY			-208,232.00
Transaction charges (M)	JPY			-6,311.81
Transfer agent fees (A)	JPY			-116,406.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-54,880.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-71,085.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			31,911,404.00
				155,373,008.86

J.P Morgan China 2x Bear Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	1,951,330,000.00	0.00	-41,838,467.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	30,000,000.00	100.227	30,071,388.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/05/2024	JPY	154,000,000.00	100.001	154,004,662.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/06/2024	JPY	303,500,000.00	100.00	303,504,906.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/11/2024	JPY	88,000,000.00	99.983	87,986,824.00
Incorporation costs	JPY			1,205,813.15
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,226,101.00
Payable Redemptions	JPY			-1,584,443.00
Incorporation cost payable	JPY			-262,740.15
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-59,972.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-809,672.00
Fee cap adjustment	JPY			3,241,203.51
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-31,237.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-60,391.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-22,816.50
Trustee fees (A)	JPY			-40,020.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,885.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-1,974.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-4,184.00
Administration fees (A)	JPY			-228,701.00
Administration fees (A)	JPY			-485,097.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-55,850.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-103,573.00
Administration fees (M)	JPY			-227,134.50
Legal and audit fees (M)	JPY			6,353.00
Transaction charges (M)	JPY			-139,787.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-45,745.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-97,030.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-45,043.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			183,096,492.00
				716,875,512.37

US TECHNOLOGY 2X BULL FUND

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (C)	JPY	-117,630,000.00	0.00	0.00
SWAPS (F)	JPY	117,630,000.00	0.00	73,988,564.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	333,350,000.00	100.227	334,143,237.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/05/2024	JPY	120,000,000.00	100.001	120,003,633.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	100,000,000.00	99.972	99,973,192.00
Amort. on incorp. costs (A)	JPY			-3,730,904.00
Receivable on SWP	JPY			5,602,015.00
Receivable Subscriptions	JPY			2,177,727.00
Receivable income on bonds	JPY			39,751.00
Payable Redemptions	JPY			-71,291,995.00
Management fees (M)	JPY			-9,591,850.48
Custody fees (A)	JPY			-22,873.00
Custody fees (A)	JPY			-195,445.00
Cap fees JDI (A)	JPY			1,455,117.66
Cap Fees DDD (A)	JPY			1,187,103.34
Trustee fees (A)	JPY			-44,231.00
Trustee fees (A)	JPY			-377,890.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-86,870.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-10,492.00
Trustee fees (M)	JPY			1,202,508.00
Financial reporting (A)	JPY			-6,399.00
Financial reporting (A)	JPY			-54,684.00
Administration fees (A)	JPY			-2,189,747.00
Administration fees (A)	JPY			-256,301.00
Compliance fees (A)	JPY			-117,334.00
Compliance fees (A)	JPY			-13,735.00
Legal fees (A)	JPY			-1,338.00
Legal fees (A)	JPY			-57,509.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-23,795.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-203,288.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			361,974,975.00
				913,471,142.52

US TECHNOLOGY 2X BEAR FUND

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (C)	JPY	-35,533,220,000.00	0.00	0.00
SWAPS (F)	JPY	35,533,220,000.00	0.00	-164,376,676.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	415,000,000.00	100.227	415,987,529.00
JAPAN GOVT 5-YR 0.1% 19-20/09/2024	JPY	250,000,000.00	100.041	250,107,979.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/05/2024	JPY	415,000,000.00	100.001	415,012,564.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/10/2024	JPY	350,000,000.00	99.991	349,977,082.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	200,000,000.00	99.972	199,946,384.00
Amort. on incorp. costs (A)	JPY			-987,464.00
Receivable Subscriptions	JPY			1,972,373.00
Management fees (M)	JPY			834,309.30
Custody fees (A)	JPY			-195,445.00
Custody fees (A)	JPY			-22,873.00
Cap fees JDI (A)	JPY			1,096,470.42
Cap Fees DDD (A)	JPY			771,800.58
Trustee fees (A)	JPY			-44,231.00
Trustee fees (A)	JPY			-377,890.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-163,366.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-20,001.00
Trustee fees (M)	JPY			1,193,080.00
Financial reporting (A)	JPY			-6,399.00
Financial reporting (A)	JPY			-54,684.00
Administration fees (A)	JPY			-256,301.00
Administration fees (A)	JPY			-2,189,747.00
Compliance fees (A)	JPY			-117,334.00
Compliance fees (A)	JPY			-13,735.00
Legal fees (A)	JPY			-57,509.00
Legal fees (A)	JPY			-1,338.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-203,288.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-23,795.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			200,432,420.00
				1,668,219,915.30

J.P Morgan Gold 2x Bull Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	59,060,000.00	0.00	1,912,008.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	30,000,000.00	100.227	30,071,388.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	20,000,000.00	99.972	19,994,638.00
Incorporation costs	JPY			1,368,307.04
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,519,895.00
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			14,578.00
Receivable Subscriptions	JPY			573,837.00
Incorporation cost payable	JPY			-84,159.04
Swaps - Payable	JPY			-2,219.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-59,988.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-809,751.00
Fee cap adjustment	JPY			2,045,003.53
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-23,750.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-50,277.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-69,673.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,906.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,030.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-2,142.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-4,544.00
Administration fees (A)	JPY			-485,217.00
Administration fees (A)	JPY			-228,762.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-5,885.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-217,538.00
Administration fees (M)	JPY			-227,367.50
Transfer agent fees (A)	JPY			-87,356.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-41,187.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			26,553,022.00
				79,700,868.89

J.P Morgan Gold 2x Bear Fund

2024/3/28

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	26,700,000.00	0.00	-200,090.00
JAPAN GOVT 10-YR 0.5% 14-20/09/2024	JPY	1,500,000.00	100.227	1,503,569.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/06/2024	JPY	2,000,000.00	100.00	2,000,032.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	2,000,000.00	99.972	1,999,464.00
Incorporation costs	JPY			125,190.47
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-129,675.00
Incorporation cost payable	JPY			-22,571.47
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,295,677.93
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-809,756.00
CIMA mutual offering fees (A)	JPY			-59,981.00
Fee cap adjustment	JPY			1,581,635.07
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-22,949.00
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-48,739.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-56,440.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,026.00
Trustee fees (A)	JPY			-84,907.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-160.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-333.00
Administration fees (A)	JPY			-228,733.00
Administration fees (A)	JPY			-485,228.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-562.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-6,677.00
Administration fees (M)	JPY			-225,389.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-34,318.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-72,798.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			1,386,240.00
				7,362,476.00

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2024年3月7日現在）
	金額	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		241,304,387
流動資産合計		241,304,387
資産合計		241,304,387
負債の部		
流動負債		
未払利息		342
流動負債合計		342
負債合計		342
純資産の部		
元本等		
元本		241,673,137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）		369,092
元本等合計		241,304,045
純資産合計		241,304,045
負債純資産合計		241,304,387

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年3月7日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	241,673,137口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	369,092円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9985円
（1万口当たり純資産額）	9,985円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（2024年3月7日現在）
期首元本額		231,351,895 円
期中追加設定元本額		1,946,900,311 円
期中一部解約元本額		1,936,579,069 円
期末元本額		241,673,137 円
元本の内訳＊		
デジタルヘルス株式ファンド		11,401,512 円
Jプレミアム・インカムファンド（年1回決算型）		27,771,792 円
Jプレミアム・インカムファンド（年4回決算型）		39,954,185 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルブル9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（金・ダブルベア9）		20,025 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）		162,385,448 円
合計		241,673,137 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2023年9月8日 至 2024年3月7日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2024年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年3月末日現在、277本であり、その純資産総額の合計は1,152,067百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129本	618,697百万円
単位型株式投資信託	96本	366,511百万円
単位型公社債投資信託	52本	166,859百万円
合計	277本	1,152,067百万円

（３）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第42期 (2022年 3 月31日現在)		第43期 (2023年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 現金・預金			6,978,199		5,087,551
2 . 前払費用			54,274		75,321
3 . 未収入金			8,625		76,043
4 . 未収委託者報酬			716,365		691,691
5 . 未収運用受託報酬			354,202		354,878
6 . その他			24,792		24,468
流動資産計			8,136,459		6,309,954
固定資産					
1 . 有形固定資産			74,400		65,997
(1) 建物	1	66,050		61,571	
(2) 器具備品	1	8,230		4,335	
(3) その他	1	119		89	
2 . 無形固定資産			71,539		66,210
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,406		59,829	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,269		3,518	
3 . 投資その他の資産			939,668		471,050
(1) 投資有価証券		604,303		161,600	
(2) 長期差入保証金		95,968		90,675	
(3) 繰延税金資産		218,220		205,341	
(4) 長期前払費用		21,176		13,432	
固定資産計			1,085,609		603,258
資産合計			9,222,068		6,913,213

		第42期 (2022年 3 月31日現在)		第43期 (2023年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			218		526
2 . 未払金			278,345		271,941
(1) 未払収益分配金		2,286		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		228,262		219,122	
(4) その他未払金		47,794		50,339	
3 . 未払費用			519,451		399,233
4 . 未払法人税等			12,080		10,104
5 . 未払消費税等			16,108		34,659
6 . 賞与引当金			187,243		198,672
7 . 役員賞与引当金			8,700		6,500
流動負債計			1,022,147		921,637
固定負債					
1 . 退職給付引当金			467,064		459,728
2 . 役員退職慰労引当金			20,098		23,380
固定負債計			487,162		483,109
負債合計			1,509,309		1,404,746
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,380,670		4,128,773
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,067,880		815,983	
株主資本計			7,758,338		5,506,441
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価 差額金			45,578		2,025
評価・換算差額等計			45,578		2,025
純資産合計			7,712,759		5,508,466
負債・純資産合計			9,222,068		6,913,213

（２）【損益計算書】

		第42期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		第43期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			4,558,494		3,589,974
２．運用受託報酬			1,399,429		1,352,459
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			18,298		26,574
営業収益計			5,986,222		4,979,008
営業費用					
１．支払手数料			1,627,048		1,214,944
２．広告宣伝費			277		380
３．調査費			1,954,047		1,531,036
（１）調査費		116,921		81,751	
（２）委託調査費		1,426,947		1,022,173	
（３）情報機器関連費		409,466		426,284	
（４）図書費		711		827	
４．委託計算費			203,993		194,939
５．営業雑経費			100,494		94,488
（１）通信費		8,831		8,024	
（２）印刷費		81,080		76,071	
（３）協会費		5,861		5,634	
（４）諸会費		4,721		4,758	
営業費用計			3,885,861		3,035,789
一般管理費					
１．給料			1,178,821		1,187,234
（１）役員報酬		60,206		49,917	
（２）給料・手当		1,053,344		1,067,224	
（３）賞与		65,270		70,092	
２．法定福利費			193,545		194,915
３．退職金			3,106		3,999
４．福利厚生費			4,677		4,828
５．交際費			521		529
６．寄付金			86		79
７．旅費交通費			842		4,732
８．事務委託費			91,137		110,489
９．租税公課			112,592		78,199
１０．不動産賃借料			156,478		156,478
１１．退職給付費用			52,920		54,858
１２．役員退職慰労金			2,880		-
１３．役員退職慰労引当金繰入			4,201		3,282
１４．賞与引当金繰入			187,243		198,672
１５．役員賞与引当金繰入			8,700		6,500
１６．固定資産減価償却費			33,353		29,715
１７．諸経費			41,846		47,236
一般管理費計			2,072,955		2,081,750
営業利益又は営業損失()			27,404		138,531
営業外収益					
１．受取配当金			983		953

2. 受取利息			48		34
3. 為替差益			-		3,804
4. 助成金収入			581		500
5. 時効後支払損引当金戻入			37,988		-
6. 受取補償金			-		12,514
7. 雑収入			1,408		2,537
営業外収益計			41,010		20,343
営業外費用					
1. 為替差損			12,166		-
2. 支払補償金			-		12,514
3. 損失補填金			-		1,870
4. 雑損失			0		676
営業外費用計			12,166		15,061
経常利益又は経常損失()			56,248		133,248
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			319		337
特別利益計			319		337
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		-		50
2. 関係会社株式清算損	2		1,110		-
3. 投資有価証券評価損			-		15,870
4. 投資有価証券売却損			734		184,477
特別損失計			1,844		200,397
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			54,722		333,309
法人税、住民税及び事業税			2,388		73,742
法人税等調整額			14,889		8,130
当期純利益又は 当期純損失()			37,444		251,436

（３）【株主資本等変動計算書】

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当期変動額								
剰余金の配当						-	-	-
当期純利益又は 当期純損失()						37,444	37,444	37,444
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	37,444	37,444	37,444
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,580	29,580	7,691,313
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益又は当期純損失 （ ）			37,444
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	15,998	15,998	15,998
当期変動額合計	15,998	15,998	21,445
当期末残高	45,578	45,578	7,712,759

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 （ ）			251,436
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第42期 (2022年3月31日現在)	第43期 (2023年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 70,532千円 器具備品 175,827千円 その他 777千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円

（損益計算書関係）

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 - 千円 ソフトウェア - 千円 2 関係会社株式清算損は、子会社である、T&D Asset Management Cayman Inc.の清算によるものです。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円 2 -

（株主資本等変動計算書関係）

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

第43期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年 6 月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1）配当金の総額 2,000,460千円
- 2）配当の原資 利益剰余金
- 3）1株当たり配当額 1,848.00円
- 4）基準日 2022年 3 月31日
- 5）効力発生日 2022年 6 月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）投資有価証券 其他有価証券	574,103	574,103	-
資産計	574,103	574,103	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（1）非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,978,199	-	-
未収委託者報酬	716,365	-	-
未収運用受託報酬	354,202	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	45,173	98,930
合計	8,048,767	45,173	98,930

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第５項に従い、３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（１）非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

第42期（2022年3月31日現在）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の貸借対照表計上額は574,103千円です。

第43期（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は12,497千円であり、売却益の合計額は319千円、売却損の合計額は734千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	39,911	34,197	5,713
	小計	39,911	34,197	5,713
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	534,191	605,600	71,408
	小計	534,191	605,600	71,408
合計		574,103	639,797	65,694

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

1．収益を分解した情報

（単位：千円）

	第42期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	第43期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
1．委託者報酬	4,558,494	3,589,974
2．運用受託報酬	1,399,429	1,352,459
3．投資助言報酬	10,000	10,000
4．その他営業収益	18,298	26,574
合計	5,986,222	4,979,008

2．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

第42期（自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	462,595千円
退職給付費用	39,993千円
退職給付の支払額	35,524千円
退職給付引当金の期末残高	467,064千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	467,064千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	467,064千円

退職給付引当金	467,064千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	467,064千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	41,812千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,108千円
--------------	----------

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>47,875千円</u>
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第42期 (2022年3月31日現在)	第43期 (2023年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
（繰延税金資産）		
税務上の繰越欠損金（注2）	-	17,751
賞与引当金	57,333	60,833
未払社会保険料	9,416	9,919
未払事業税	2,628	2,392
退職給付引当金	149,169	147,927
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他有価証券評価差額金	20,115	-
その他	17,344	23,270
小計	271,069	277,157
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	12,451
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	52,848	58,469
評価性引当額小計（注1）	52,848	70,921
繰延税金資産計	218,220	206,235
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	-	893
繰延税金負債計	-	893
繰延税金資産の純額	218,220	205,341

（注1）評価性引当額の変動の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加です。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第42期（2022年3月31日現在）

第43期（2023年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	318,063	未収運用受託報酬	111,263

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	556,407	未収運用受託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,124.95円	1株当たり純資産額	5,088.65円
1株当たり当期純利益	34.59円	1株当たり当期純損失（ ）	232.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	37,444	当期純損失（ ）（千円）	251,436
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	37,444	普通株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	251,436
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2023年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 現金・預金			5,081,566
2 . 前払費用			108,110
3 . 未収入金			24,270
4 . 未収委託者報酬			752,166
5 . 未収運用受託報酬			353,161
6 . その他			23,755
流動資産計			6,343,031
固定資産			
1 . 有形固定資産			86,509
(1) 建物	1	61,056	
(2) 器具備品	1	25,373	
(3) その他	1	78	
2 . 無形固定資産			65,728
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		56,690	
(3) ソフトウェア仮勘定		6,175	
3 . 投資その他の資産			341,774
(1) 投資有価証券		67,797	
(2) 長期差入保証金		88,029	
(3) 繰延税金資産		175,405	
(4) 長期前払費用		10,541	
固定資産計			494,012
資産合計			6,837,043

		当中間会計期間 (2023年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			7,897
2. 未払金			296,624
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		238,058	
(4) その他未払金		56,086	
3. 未払費用			388,936
4. 未払法人税等			12,503
5. 未払消費税等			32,871
6. 賞与引当金			117,527
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			860,860
固定負債			
1. 退職給付引当金			453,725
2. 役員退職慰労引当金			8,275
固定負債計			462,000
負債合計			1,322,860
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,135,085
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		822,295	
株主資本計			5,512,753
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			1,429
評価・換算差額等計			1,429
純資産合計			5,514,182
負債・純資産合計			6,837,043

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			1,870,344
2 . 運用受託報酬			634,980
3 . 投資助言報酬			5,010
4 . その他営業収益			15,173
営業収益計			2,525,508
営業費用			
1 . 支払手数料			639,746
2 . 広告宣伝費			226
3 . 調査費			697,897
(1) 調査費		37,279	
(2) 委託調査費		439,938	
(3) 情報機器関連費		220,256	
(4) 図書費		421	
4 . 委託計算費			100,685
5 . 営業雑経費			42,460
(1) 通信費		4,548	
(2) 印刷費		32,813	
(3) 協会費		2,723	
(4) 諸会費		2,375	
営業費用計			1,481,015
一般管理費			
1 . 給料			571,358
(1) 役員報酬		22,707	
(2) 給料・手当		534,278	
(3) 賞与		14,373	
2 . 法定福利費			97,016
3 . 退職金			2,819
4 . 福利厚生費			1,852
5 . 交際費			191
6 . 寄付金			21
7 . 旅費交通費			1,526
8 . 事務委託費			56,080
9 . 租税公課			38,674
10 . 不動産賃借料			78,239
11 . 退職給付費用			25,659
12 . 役員退職慰労引当金繰入			1,450
13 . 賞与引当金繰入			117,527
14 . 役員賞与引当金繰入			4,500
15 . 固定資産減価償却費	1		15,127
16 . 諸経費			23,697
一般管理費計			1,035,742
営業利益			8,750

		当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1 . 受取配当金			950
2 . 受取利息			14
3 . 雑収入			238
営業外収益計			1,203
営業外費用			
1 . 為替差損			5,882
2 . 雑損失			158
営業外費用計			6,041
経常利益			3,912
特別利益			
1 . 投資有価証券売却益			11,255
特別利益計			11,255
特別損失			
1 . 投資有価証券評価損			1,075
2 . 投資有価証券売却損			763
特別損失計			1,838
税引前中間純利益			13,330
法人税、住民税及び事業税			23,181
法人税等調整額			30,199
中間純利益			6,311

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当中間期変動額								
中間純利益						6,311	6,311	6,311
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	6,311	6,311	6,311
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	822,295	4,135,085	5,512,753

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当中間期変動額			
中間純利益			6,311
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	596	596	596
当中間期 変動額合計	596	596	5,715
当中間期末残高	1,429	1,429	5,514,182

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2023年 9 月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物	79,855千円
器具備品	178,378千円
その他	818千円
2	消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
有形固定資産	5,394千円
無形固定資産	9,732千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	37,597	37,597	-
資産計	37,597	37,597	-

（注1）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

2023年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	37,597	-	37,597
資産計	-	37,597	-	37,597

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	24,951	22,296	2,654
	小計	24,951	22,296	2,654
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	12,645	13,240	594
	小計	12,645	13,240	594
合計		37,597	35,537	2,059

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について1,075千円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1. 委託者報酬	1,870,344
2. 運用受託報酬	634,980
3. 投資助言報酬	5,010
4. その他営業収益	15,173
合計	2,525,508

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次の通りです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	308,952

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）	
1株当たり純資産額	5,093円93銭
1株当たり中間純利益	5円83銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	6,311
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	6,311
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月6日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルブル9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（インド・ダブルベア9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルブル9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（中国・ダブルベア9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルブル9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（ナスダック100・ダブルベア9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ペア・シリーズ9（金・ダブルブル9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ペア・シリーズ9（金・ダブルブル9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ペア・シリーズ9（金・ダブルペア9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ペア・シリーズ9（金・ダブルペア9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）の2023年9月8日から2024年3月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ9（マネープールファンド9）の2024年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月8日から2024年3月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。